

非営利セクターへのイタリアの道

—ミラノの社会的連帯協同組合を訪問して

後 房 雄 (愛知県/名古屋大学教授)

はじめに

最近の日本において非営利組織(NPO)への関心が徐々に高まりつつあるのは周知の通りである。特に、その最先進例として、アメリカのNPOの制度や実態に関心が集まっている。私自身も、昨年10月にサンフランシスコを中心に12のNPO組織を訪問する機会をもつことができた。

すでに本誌45号の拙稿でも論じたように、日本においてもすでに様々な名称と形態で活動している非営利ないし協同の諸組織の今後の展開を考えるうえで、アメリカで長期にわたって蓄積されてきたNPOの経験から学ぶものはきわめて多い。しかし、いうまでもなくその際、日本独自の条件をどのように生かすかという問題が決定的に重要となる。

そして、その独自の条件の一つとして、日本においては生協を代表として強力な協同組合運動が存在するという事実があることに異論はないだろう。そこから、協同組合とアメリカ的なNPOとの連携は可能なのか、その連携はどのような形で具体化するのか、という問題が出てこざるをえない。さらに、ワーカーズ・コープのように、生産ないしサービス事業を展開している協同組合にとっては、様々な分野におけるサービスの供給を役割としているNPOとの異同という問題も気になるところである。

ところで、以前から私は、そのような問題を考える上では、日本以上に協同組合運動の伝統が根付いているヨーロッパにおける非営利セクターの動向が参考になるのではないかと考えていた。たまたま昨年11月末から12月にかけてイタリアを訪問する機会があったので、いくつかの団体を訪問して調査を行うことを計画した。

その際、石塚秀雄氏が紹介されているように、イタリアにおいては社会的連帯協同組合と呼ばれる、協同組合とNPOの融合形態ともいべき独特の協同組合が増加しつつあることに強く関心を引かれていた(『仕事の発見』1995年9月号)。それで、とりあえず今回は、石塚氏に連絡先を教示していただいたCGM(社会的連帯協同組合の代表的な全国組織であり、正式名称は「全国社会的連帯協同組合協会ジーン・マッタレリ」)を手掛かりに、社会的連帯協同組合について調査することを主目的とした。

小論は、訪問したミラノの社会的連帯協同組合の実態を報告するとともに、滞在中に入手した若干の文献を用いながら、協同組合運動や非営利セクターの今後、および福祉国家を越える新しい福祉システムの形成にとって社会的連帯協同組合がどのような意味をもつのかを考えようとするものである。

社会的連帯協同組合の基礎知識

ミラノにあるCGMの事務所を訪問したのは、95年11月28日、29日の両日であった。残念ながら日程が合わず会長や副会長とは面談できなかったが、副会長リヴィア・コンソロ氏の秘書の女性から多少の説明を受けることができ、同時にかなりの資料を入手することができた。この訪問で得た最初の印象は、私の想像を越えて、社会的連帯協同組合がすでにながりの地歩を築いており、それをめぐる調査や研究も本格化しているということであった。その象徴は、1991年に法律381号として「社会的協同組合の規則」が制定され、社会的連帯協同組合が公的な認知と援助を獲得する段階にまで到達しているということであろう(ちなみに、「社会的協同組合」というのは法律的な用語

であり、運動の実践家たちは自分たちが使っている「社会的連帯協同組合」という名称を好むようである。また、CGM出版局から隔月刊の雑誌『インプレーザ・ソチャレ（社会的企業）』が出版されていること（創刊は1991年初め）、1993年後半に国際的に有名な経営コンサルタント会社マッキンゼー・アンド・カンパニーによってイタリアにおける社会的協同組合の全国調査が行われ（マッキンゼーの公益活動として無償で）、報告書『社会的連帯の必要性と社会的協同組合の役割を理解する』（1994年）が提出されていることなども新鮮な驚きであった。それを前提に、CGM研究センターから『社会的協同組合に関する第一回報告書』（1994年、CGM出版局）も出されている。さらに、ちょうど私のイタリア滞在中に、中道左派系の知識人たちの月間誌『デモクラティチ』の第9号（95年12月刊）が「ノンプロフィット」という特集を組んだことも、関心の高まりを感じさせるものであった。

それらを参照しながら、社会的協同組合の現状を示す若干の数字を紹介してみよう。

1993年末の時点で、社会的協同組合は全州にわたって約2100存在し、そこで約5万人の労働者と約1万5千人のボランティアが活動している。年間事業高は1兆5千億リラに達している。また、社会福祉サービスのための公的支出の13パーセントが社会的協同組合の活動のために給付されているという（CGM報告書）。

ところで、滞在中の実践家たちとの会話を通じて、1991年の法律381号「レッジ・トレ・オット・ウーノ」が頻繁に口にされるのを聞くことになった。アメリカのNPOに関して内国歳入法の「501(C)(3)」が符丁のようにになっているのと同じだなど感じたが、それほどこの法律は到達点として重要視されているようであった。しかも、その法律を根拠にしたA型、B型（ティーポ・アー、ティーポ・ビー）という社会的協同組合の分類は、最低限の基礎知識となっていた。それゆえ、法律381号の紹介がまず不可欠であろう。

まず、その第1条は、「社会的協同組合は、以下の活動を通じて、人間の必要への援助および市民の社会的統合というコミュニティの一般的利益を追求することを目的とする」と規定したうえで、A項として「社会・保健サービスおよび教育サービスの提供」、B項として「ハンディキャップをもった人の就労を目的とした、農業、工業、商業、サービスなどの分野の多様な活動の遂行」を挙げている。

つまり、A型社会的協同組合はそれが提供するサービスの性格から「社会的」と規定され、B型社会的協同組合はそれがハンディキャップをもった人に就労の機会を提供するという意味において「社会的」と規定されるというわけである。なお、後者においては、ハンディキャップをもった人が協同組合の労働者の30パーセント以上を占めていることが必要条件となる（なお、本法の具体的な「実施規則」の制定は州に委ねられている）。

この法律が社会的協同組合にとってどのような利益をもたらすものかという点についていえば、社会的協同組合を公的に認知したということ（これに関連して行政機関との契約によるサービス提供が第2条で言及されている）に加えて、従来の法制における利用者組合員、労働者組合員に加えて、「ボランティア組合員」を正式に認めたこと（ただし組合員総数の半数以下）と、社会的協同組合への譲渡や寄付に関する免税、不動産関係の課税の減税、付加価値税の低率適用などのような税制上の優遇措置が規定されたことが代表的なものであろう。

社会的協同組合の概観

次に、こうした法的枠組みを前提にして社会的協同組合が具体的にはどのような規模や形態で活動しているのかをいくつかの数字で見せておこう。まず、社会的協同組合全体の数をみると、85年が650、90年が1800、93年が2180、94年が2330と急速に増加していることがわかる。種類についてみると、93年の調査によると、A型54パーセント、B型35パーセント、混合型11パーセントという構

成となっていた。そして、A型の活動分野は、社会サービスが81パーセント、保健サービスが13パーセント、教育サービスが6パーセントであり、B型の活動分野は、サービス30パーセント、手工業25パーセント、農業24パーセント、工業13パーセント、商業8パーセントであった。地域的配分では、北部に63パーセントが集中し、中部と南部には合わせて37パーセントが存在していた（社会的投資会社のパンフレットより）。

また、92年末の調査では1組合の平均組合員数は56人（そのうち三分の一強が活動不参加組合員）で、規模別構成をみると、多い順に組合員31-50人のものが24・7パーセント、10-20人が24・2パーセント、21-30人が19・1パーセント、51-100人が15・9パーセント、100人以上が12・4パーセントで、法定の必要最小組合員数にあたる9人のものも3・2パーセントあった（CGM報告書、70ページ）。

組合員の種類別構成をみると、A型の場合は、通常労働者が70パーセントと圧倒的に多く、それに続いてボランティア14パーセント、利用者8パーセント、有償協力者5パーセント、後援者2パーセント、法人1パーセントとなっている。B型の場合は、通常労働者40パーセント、ハンディキャップをもつ労働者26パーセント、ボランティア22パーセントが中心で、さらに後援者が10パーセントとかなり多く、有償協力者1パーセント、法人1パーセントとなっている（同上、69ページ）。

個別組合の理事や連合組織役員などの指導者層（母数154人）の特徴をみると、圧倒的多数の72パーセントが男性で、平均年齢は42才、年齢層別の割合は、33才以下24パーセント、34-44才42・2パーセント、45-55才16・9パーセント、56-63才11・7パーセント、63才以上3・9パーセントとなっている。出身地は北部が75・7パーセント、中部が9・8パーセント、南部が14・5パーセントである。

学歴は大学卒が41パーセント、高校卒が47パーセントとかなり高い。また、一般に社会的協同組合分野で長く活動する傾向がみられ、35パーセン

トが10年以上の活動歴、46パーセントが6-10年の活動歴となっている。これは動機や献身性の強さを示すものと解釈されている。なお、77パーセントの指導者が民間企業を中心とした他の部門で働いた経験をもっているという数字もある（マッキンゼー報告書、CGM研究センター報告書）。

社会的協同組合の労働者全体についてみても学歴はイタリアの労働者全体（カッコ内の数字）に比べて高く、大学・専門学校卒13・7パーセント（7・3パーセント）、高校卒54・3パーセント（27・7パーセント）となっている。

最後に、社会的協同組合の組織的連携についてみると、第二レベルとしてはほぼ県単位の地域協会が30以上組織され、第三レベルの全国協会としてCGM（87年設立）、ACLI（93年設立）、コンパニア・デレ・オペレの三つが存在している。

また、イタリアの協同組合運動全体の特徴として政党系列が強いことが指摘できるが、それは社会的協同組合にもそのまま持ち込まれているようである。すなわち、左翼系のレーガ、カトリック系のコンフコオペラティーヴェ、共和党系のAGCI、カトリック系から分裂したUNCIという四系列である。しかし、社会的協同組合分野においては、他の協同組合分野と逆で、カトリック系が圧倒的に優勢（1300組合）で、左翼系（500組合）がそれに続くという状況となっている。そして、三つの全国協会はいずれもカトリック系であり、しかもカトリック系社会的協同組合はフェデルソリダリエタという全国組織をもっている。なお、最も大きい全国協会CGMが左翼系の社会的協同組合をもかなり結集していることは注目される事実である（マッキンゼー報告書）。

ミラノの社会的協同組合の訪問記

社会的協同組合の全体的特徴については以上にとどめ、以下では、ミラノの地域協会の一つであるミラノ・ソリダリエタが発行した冊子『社会的連帯協同組合入門』（1995年）の巻末の加入組合リストを手掛かりにして私が訪問したミラノの四つ

の社会的協同組合について、多少とも具体的なイメージを提供することにしたい。

(1) まず95年11月30日の午前に、アッシジの聖フランチェスコにちなんだフランシス・トゥデイという名の社会的協同組合を訪ねた。資料によれば、そこは精神薄弱者や精神病者に就労の機会を提供するB型の社会的協同組合であり、主な事業は衣料品の製造・加工、様々な製品の組み立て作業（下請けも含む）、自家製造品の販売とされていた。

設立は85年12月2日であり、訪問当日は設立記念日のバザーのための物品が所狭しと並べられていた。インタビューに応じてくれたのは、調剤協同組合を退職し年金生活者となっている女性の理事長アナスタジア・マッサーリさんと、大学の哲学科を卒業した30才前後の男性で、理事で事業部責任者のアンドレア・ヴェルガーニさんであった。

彼らの話によると、この協同組合は85年に約10人のボランティアたちによって設立された。カトリック系のボランティア協会で活動していた人が多かったという。

現在の組合員は22人で、内訳は11人が労働者組合員（6人が重度障害者、2人が軽度障害者、3人が研修中）、ボランティア組合員が6人（そのほ



フランシス・トゥデイの作業場

か、組合員でないボランティアも10-15人）、労働に参加しない一般組合員が5人という構成である。

理事会はいずれも無給の理事長および4人の理事で構成される。ただし理事の一人（ヴェルガーニさん）は、事業部門の責任者として働いているという資格で有給となっている。理事の選挙は3年に1回総会で行われる。組合員総会は年1回開かれる。

94年度の生産額は約2億3332万リラで、生産コストは約2億9098万リラなので、約5766万リラの赤字になるが（94年度は1589万リラの黒字だった）、個人からの寄付などで補っているわけである。行政からの直接の財政的援助はないということであった。

かなり広い地下室を作業場にしており、そこでは中年の女性たちがミシンを使っており、奥の別の部屋では年金生活者とおもわれる男性たちが雑貨の組み立て作業をしていた。バザーの準備中ということもあってか、全体として活気があって明るい雰囲気であった。また、インタビューに答えてくれた二人の話はきわめて率直で、決算書までコピーしてくれた開放性が印象に残った。

(2) 11月30日の午後には、前記のヴェルガーニさんから紹介されたラ・ストラダ協会の本部事務所を訪ねた。

資料によれば、ラ・ストラダ協会は1980年にサンガルディーノ教区の司祭が中心となって、地域の子供たちのかかえる諸問題を解決するために設立された。現在では大きく発展して、四つの協同組合と多くの教育施設、問題を抱えた子供たち、元麻薬中毒者、エイズ患者などの保護、教育、社会復帰、療養などのための諸施設をもつまになっている。四つの協同組合の内訳は、教育関係のA型社会的協同組合、元麻薬中毒者、EU外からの移民、逮捕歴のある者などのためのB型社会的協同組合、そして農業、広告、コンピュータなどの分野の生産協同組合が二つである。

本部の有給職員は5人で、パートタイムの専門



ラ・ストラーダ協会本部

職が5人、さらに良心的兵役拒否者が5、6人と5-15人のボランティアが協力して働いているという。

また、ラ・ストラーダ協会は社会保健局、コムーネ、県、州などと密接に連携して活動しており（行政との契約など）、各種学校や大学の教育活動にも協力しているという。

この協会は、オラトリオと呼ばれる教会に付属する青少年のための集会場ないし娯楽場の伝統を引き継いでいるといわれるように、カトリック色の強い団体である。同時に、インタビューに答えてくれた理事長と本部職員の話からは、左翼的志向も感じられた（理事長席のそばにはゲバラのポスターが張ってあったりする）。理事長の話で印象に残ったのは、イタリアの社会運動が共産党系とカトリック系に分岐してきたことの問題点を強調していたことである。それだけに、旧共産党を引き継ぐ左翼民主党とキリスト教民主党が分裂してできたカトリック左派政党などが中道左派連合を形成している動向に関心が強いように思われた。

訪問の印象としては、バスケットボール場や子供たちの娯楽室なども備えたこの本部には放課後ということもあって小中学校生などが集まっており、地域のセンターとして深く根付いている様子が感じられた。

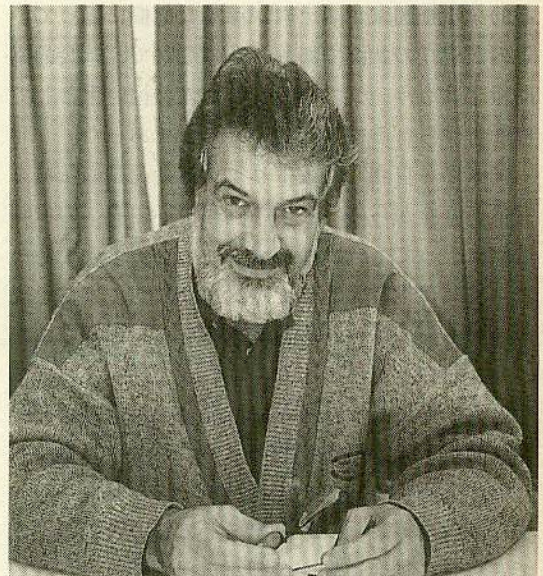
（3）12月1日の午前には、協同組合ウルバーナを訪ね、理事長のリッカルド・レブツィーニさんからかなり長時間話を聞くことができた。

ウルバーナは身体障害者や元麻薬中毒者などに就労の機会を提供するB型の社会的協同組合であり、89年に設立された。主な事業は経営や会計に関するコンサルタントである。同時に、ウルバーナは、10年ほどの歴史をもつ協同組合グループ（現在は47組合が連携）のセンターという性格ももっているという。

事務所では常勤職員が6人、パートタイムが4人、さらに4-5人のボランティア（良心的兵役拒否者など）が働いているという。

この訪問での最大の収穫は、レブツィーニさんから直接に話を聞いたことである。というのは、会話のなかで分かったことであるが、彼は地域協会ミラノ・ソリダリエタの初代会長を務め、また94年7月まで全国協会CGMの会長を務めたうえで、現在は第一線にもどってこのウルバーナの理事長をしている人で、ミラノの社会的協同組合運動の中心人物ともいべき人だったからである。50才すぎと思われる落ち着いた人物で、豊かな経験を背景に丁寧に質問に答えてくれた。

まず、紹介しておきたいのは、彼に典型的なB



協同組合ウルバーナのレブツィーニ理事長

型社会的協同組合はどれくらいの規模なのかを尋ねた際の返答である。それによると、15人位の労働者（そのうちハンディキャップをもつ人は5人位）と4-5人のボランティアで構成される20人位の協同組合が典型だということであった。その人数を大きく越えると、分割した方が運営しやすくなるという。

レブツィーニさんの話で最も興味深かったのは、カトリック協同組合運動家としての立場からの左翼系協同組合運動の「国家中心主義」の伝統や文化への批判が生々しく語られたことであった。彼もまた、イタリアの協同組合運動が左翼系のレーガとカトリック系のコンフコオペラティヴェの二大潮流に分岐してきたこと（そして北部ではカトリックの潮流が強かったこと）に触れたうえで、社会的協同組合についての法案がすでに1980年にキリスト教民主党から提出されたことがあり、その際には共産党などの反対で廃案になったという経過があったことを語った。そして、この十年間で左翼系協同組合や共産党の立場もある程度変化し、ようやく91年に例の法律381号が成立することになったというのである。

その上で彼が強調したのは、イタリアの国家中心的な福祉国家システムが深刻な危機に陥っているのが現在の状況であり、そのなかで、社会的協同組合はもう一つの福祉システムの担い手として位置付けられるべきだということであった。

国家から自立したカトリック社会運動の伝統を背景にしながらの、左翼の国家中心主義への批判は私にとってもきわめて説得力のあるものであった。80年代以降、北部で左翼が一貫して支持を失いつつある理由の一端を実感をもって理解できたように思う。そしてまた、これまで日本において中部を中心にした左翼系協同組合の動向に紹介が集中していたことの問題点も感じさせられた。むしろ、最も都市化した先進地域である北部において、強力なカトリックの伝統との競い合いのなかで左翼系の社会運動が深刻な自己刷新を迫られている現場にこそ、学ぶべき要素が多いのではない

だろうか。イタリア左翼のなかでも、かつての「南部問題」に代わって「北部問題」が語られているのが最近の状況なのである。

(4) 続いて12月1日午後には、協同組合コミンを訪問した。コミンは、子供たちのための社会的サービスや教育サービスを提供するためのA型社会的協同組合である。

男性と女性の二人の常勤職員がインタビューに答えてくれた。それによると、68年の運動を経験した人たちが20年前に子供の家（コムニタ・ファミリアーレ）を始めたのがコミンの起源であり、その後75年に協同組合となり（組合員30人、職員2人で出発）、さらに91年に社会的協同組合となったという。その経過にも示されるように、ここは左翼系の社会的協同組合のようであった。イタリア共産党の変化なども話題になった。

年間事業高は10億リラであり、そのほとんどは市政府との契約で行われている事業である。そのような行政との契約事業は約30種類あるという。その一つとして、自分の家族とともに生活することができない状況にある子供たちをコミンの経営する子供の家を受け入れる事業に関するミラノ市社会サービス局長とコミンとの契約書のコピーを提供してもらうことができた。

コミンで働いているのは全体で約50人であり、半分が有給職員で半分がボランティアであるという。

また、36条からなる規約が作成されており、それには、協同組合の制度的機関として、組合員総会、理事会、理事長、監査委員会、顧問会議が規定されている。

私が訪問したコミンの本部は、かなり現代的な雰囲気の仕事所と、放課後になると子供たちが次々に集まってきて遊んでいる遊戯場や集会室を備えており、後者は日本の学童保育所に近い感じもあった。通りかっただけではまったく目につかないが、ミラノのような大都市の大きな建物の中に実は子供たちのたまり場が作られているというのを発見したのは、なかなか新鮮な経験であっ



協同組合コミン

た。

非営利セクターへのイタリアの道

社会的協同組合そのものの紹介はとりあえず以上にとどめて、最後に、このような動向がイタリアの協同組合運動の自己刷新にとって、あるいはイタリアの福祉システムの再編成にとってどのような意味をもっているかについて簡単に考察しておきたい。

社会的協同組合を生み出すことになる動向は1970年代にはじまり、80年代に本格的に展開し始めて現在に至っているのであるが、そのような発展をもたらしたマクロ的な動向として、たとえばCGM報告書は次の三つを挙げている。

すなわち、①福祉政策の危機と再編成、②第三セクターの発展、③協同組合運動内部における新しい感受性の出現である。

第1点についていえば、イタリアにおいても70年代、80年代を通じて福祉国家化が大きく進展したが（選別主義から普遍主義へ）、そのなかで、不効率、浪費、画一化、サービスの低水準、後追い、官僚制化などのような福祉国家の先進諸国と共通する問題点が顕在化しただけでなく、国家からできるかぎりのものを引き出そうとするイタリア社会の伝統も重なって、福祉システムは深刻な危機に陥ることになる。イタリアの場合の特に深刻な問題点としては、個人や集団の「無責任化」が進行し、制度と利用者間で歯止めのない機会主義

的な行動や相互関係が拡大していったことが挙げられている。行政と政治や社会との関係において、行政の自律性が過度に大きい日本と過度に小さいイタリアという対照はあるが、福祉国家固有の問題点に伝統的な国家依存の悪習が重なっているという意味では興味深い共通性がうかがえるように思われる。

それはともかく、このような福祉国家の危機状況のなかで、社会的協同組合は、地域コミュニティやハンディキャップをもった人たちの必要により有効に応えるようなサービスを、より刷新的で参加的な形態で提供することによって、自らの存在意義を実証して発展してきたというのがCGMの主張である。社会的協同組合のメリットとしては、予防的で積極的なサービス提供、必要に即した対応、官僚的で上意下達的な組織ではない民主主義的な運営形態などが挙げられている。

なお、社会的協同組合の発展のためには、民間営利企業に代わる選択肢は行政しかなく、また行政の責任を果たすためには立案や保障だけでなくサービスの直接的供給も行わなければならないという誤った確信が大きな障害であったという指摘も重要である。

次に第2点は、社会的協同組合の発展は、その他の様々な形態の諸組織をも含めた第三セクター全体の発展という文脈のなかで理解される必要があるという趣旨である。イタリアでは80年代以降、連帯を理念とする民間の団体の活動が顕著に拡大しはじめたが、特に注目されるのは、宗教的な性格の伝統的な社会諸団体と並んで、組織化されたボランティア団体と社会的協同組合という二つの新しい形態が誕生し拡大したことであったという。そうした展開のなかで、国家とも営利企業とも異なった論理で活動している諸組織の多様性や広がり単なるボランティアという言葉では尽くせないという意識が徐々に高まり、第三セクター、第三システム、社会的民間、連帯的経済、非営利セクターなどの言葉が使われるようになったのであった。

そして、90年代始めには、ボランティアに関す

る法律（91年の法律266号）と社会的協同組合に関する法律（93年の法律381号）が制定されて、新しい組織形態が公的に認知されるという画期を迎えることになる。

第3は、協同組合運動の自己刷新という文脈であるが、その前提として、戦後イタリアの協同組合運動には、次のような二つの「根本的な戦略的限界」が存在したことが指摘されている。

その一つは、伝統的な営利企業モデルを過度に意識しそれに従属しながら、しかもそれほどの水準の効率性を達成することはめったになかったということである。そのことが、事業活動の社会的結果をかなりの程度無視することにつながった。

もう一つは、政党への過度の接近である。そして、それが時になれあい関係を生み出し、経済的合理性の基準から逸脱した運営を許すこととなった。

しかし、70年代後半から、社会的共通利益のための、特に社会から排除された人たちのためのサービスを提供するために協同組合という形態を用いるという先駆的な活動が始められる。そして、その試みのなかで、協同組合にとっては二重の自己刷新が進められて行くことになった。まず、協同組合の活動範囲が福祉の全分野にまで拡大され、すべての福祉サービスを、専門性と企業性を備えながらしかも参加的な形態で提供するという目標への挑戦が開始されたことが挙げられる。

第二は、協同組合の概念そのものの変更ないし拡張である。つまり、協同組合の目的はもはや組合員の利益をできるだけ満足させることに限定されるのではなく、コミュニティの一般利益、特にハンディキャップをもった人たちの利益へと拡大されなければならないというのである。このような「拡張された相互扶助」という考え方は当初は異端視されたものの、その後は多くの社会的協同組合の共通の遺産となっていったという。こうして、連帯的目標が主目的となり、有給ないしボランティアの労働はその目的を達成するための手段として位置付けられることになる。

以上のような議論を背景に、「現在、社会的協

同組合は非営利企業へのイタリアの道だと主張することは正当である」とCGMは明快に宣言している。これが、将来の非営利セクターを共に構成するはずの他の組織形態を排除する趣旨でないことはこれまでの紹介から明らかであろう。むしろ、イタリアにおいて非営利セクターを大きく発展させる推進力たろうとする自負を込めた目標設定にほかならない。しかも、それは十分根拠をもった目標設定だというべきであろう。

そして、最後に付言するならば、このような目標設定は、「ボランティア革命」すら語られるに至っている現在の日本の協同組合運動にとっても他人事ではないと私は考える。繰り返して言えば、近い将来における広範な非営利セクターの形成を展望しながら、多様な非営利諸組織との連携を深めるために不可欠の自己刷新をどれだけ大胆に進めることができるかに、協同組合運動そのものの展望もかかってくるのである。